

# ● 罰則規定について

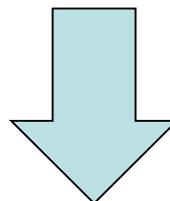
## ● 第6回委員会（平成29年1月26日）

### < 県の説明 >

- ・ 罰則を設けるとすれば、条例で「～しなければならない」と表現する条項が対象になると考えられる。
- ・ 防災調整池関連の条項は、上位法の罰則を適用可能と考えている。
- ・ 雨水貯留浸透施設、ため池治水利用施設、水田貯留施設の条項は、義務を課す対象者のほとんどが県・市町村となるため、罰則の対象とはならないと考えられる。
- ・ ため池の保全の条項は、奈良県の類似条例の罰則を踏まえ、罰則の必要性について検討を進める。

### < 委員の意見 >

- ・ 特定開発行為者へ防災調整池の設置を求める規制が都市計画法等の開発許可の基準における知事の裁量の範囲内であるとみなせるのであれば、上位法の罰則を適用するという考え方もできる。



都市計画法の罰則について再精査

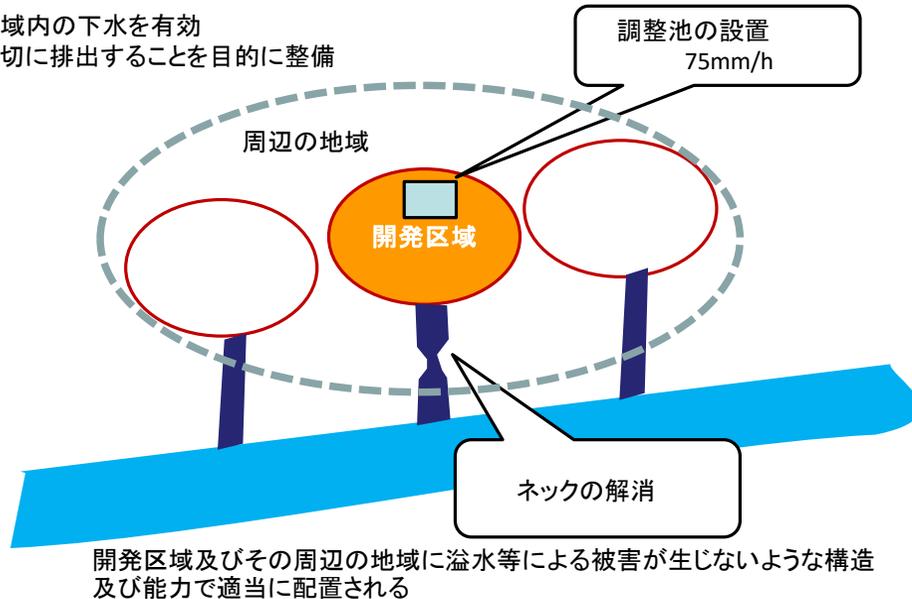
### < 県の考え >

- ・ 総合治水で求める防災調整池は、都市計画法上の許可条件として求められる範囲を超えるものである。
- ・ 総合治水条例で定める防災調整池の設置を、都市計画法の開発許可の条件とすることはできない。
- ・ そのため、都市計画法の罰則を適用できない場合がある。

◎ 条例の実効性を担保するためには、条例で罰則を定める必要がある。

## 都市計画法の排水施設や調整池の整備概念

開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することを目的に整備



<都市計画法施行令>

第26条

法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるように管渠の勾配及び断面積が定められていること。
- 二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
- 三 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によって排出することができるように定められていること。

<都市計画法施行令>

第22条（排水施設の管渠の勾配及び断面積）

排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。

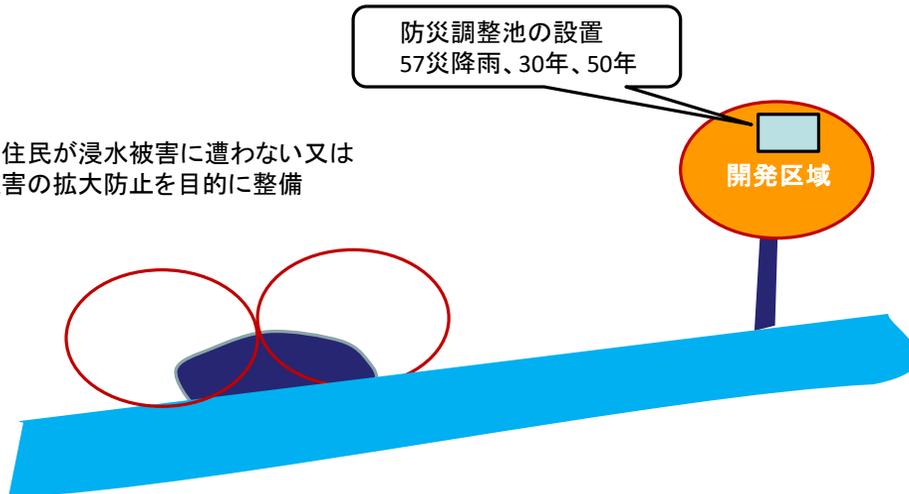
<都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則>

第6条（降雨強度値）

省令第22条に規定する計画雨水量の算定に用いる降雨強度値は、1時間につき75mmとする。

## 総合治水における防災調整池の整備概念

下流の住民が浸水被害に遭わない又は浸水被害の拡大防止を目的に整備



<大和川流域における総合治水に関する条例（案）>

第9条（防災調整池等）

特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定開発行為の内容を知事に届け出なければならない。当該届出に係る特定開発行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。

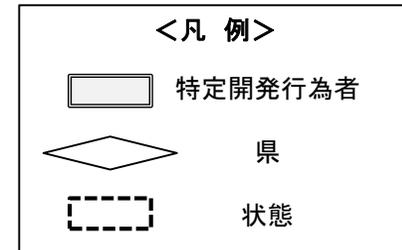
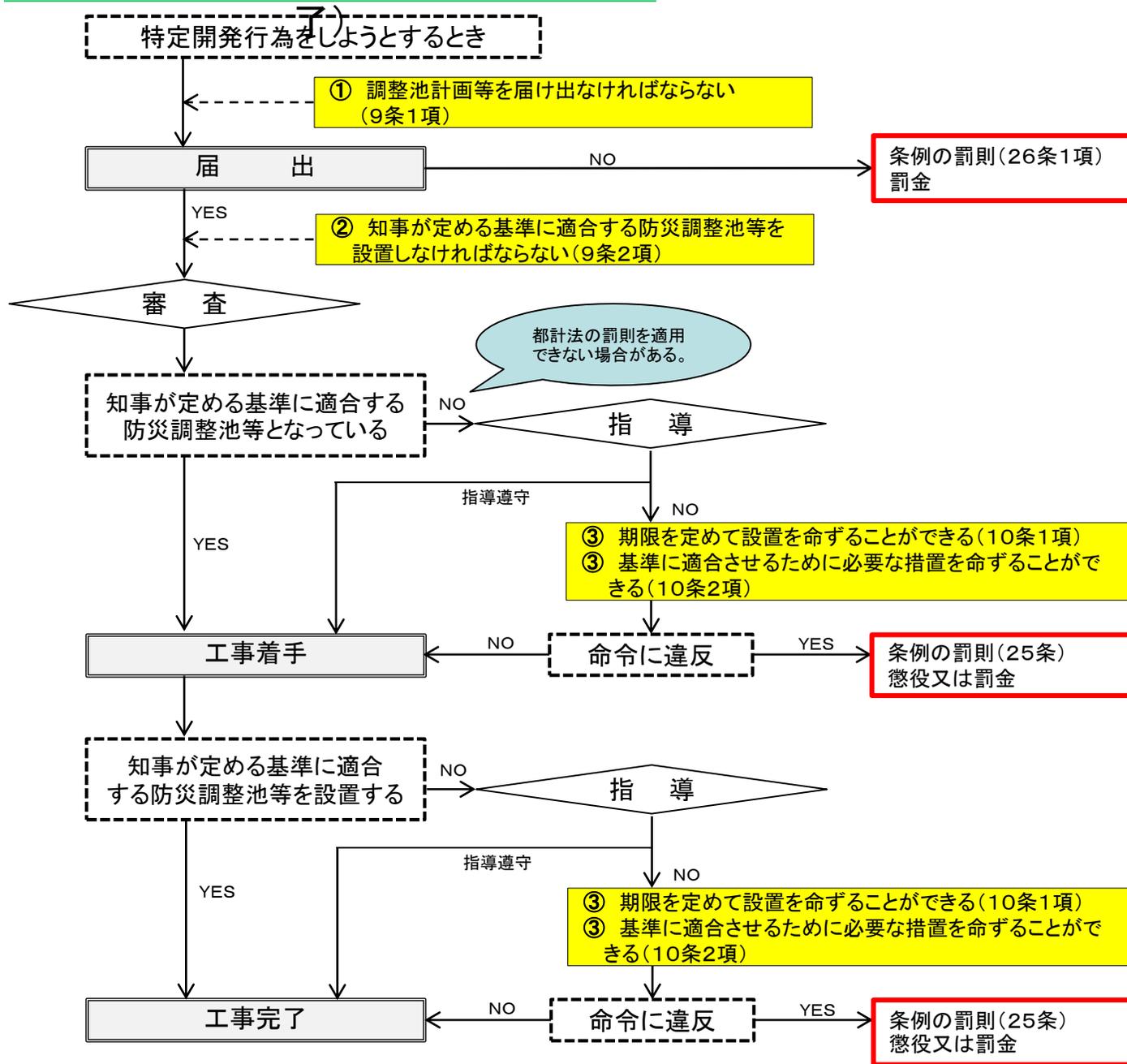
2 特定開発行為をする者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（以下「防災調整池等」という。）を設置しなければならない。

# 罰則を規定する項目

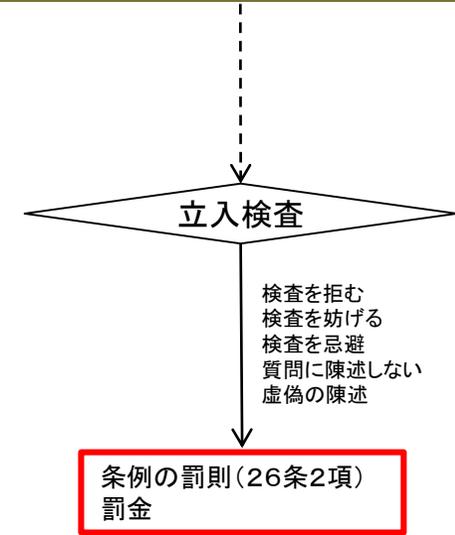
項 目		内 容	対象者	実効性を担保する手法	
防災調整池	①	追加	特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定開発行為の内容を知事に届け出る。	特定開発行為の内容を届け出ない場合 <b>罰則(罰金)</b> を科す	
	②		特定開発行為をする者は、知事が定める基準に適合する防災調整池等を設置する。	技術的基準に適合する防災調整池を設置しない場合 <b>監督処分</b> 又は <b>立入検査</b> を行う	
	③	追加	知事は、知事が定める基準に適合する防災調整池等を設置しない者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができる。	事業者	命令に従わない場合 <b>罰則(懲役又は罰金)</b> を科す
			知事は、特定開発行為をする者が設置する防災調整池等が基準に適合しないと認めるときは、特定開発行為をする者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
	④		特定開発行為をする者は、防災調整池等の設置が完了したときは、知事が定めるところにより、知事に届け出る。	規則で定める事項を届け出ない場合 <b>立入検査</b> を行う	
	⑤		防災調整池等の管理者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出る。	規則で定める事項を届け出ない場合 <b>立入検査</b> を行う	
	⑥		防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。	基準に基づいて適正な管理を行っていない場合 <b>監督処分</b> 又は <b>立入検査</b> を行う	
	⑦	追加	知事は、防災調整池等の適正な管理を怠った者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	命令に従わない場合 <b>罰則(懲役又は罰金)</b> を科す	
⑧	追加	知事は、防災調整池の規定の施行に必要な限度において、その職員に特定開発行為の対象となる土地、防災調整池等その他の場所に立ち入り、特定開発行為をしようとする者、特定開発行為者、防災調整池等の管理者その他の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。	事業者 管理者	立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合 <b>罰則(罰金)</b> を科す	
ため池の保全	⑨		満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	ため池を廃止しようとする者	規則で定める事項を届け出ない場合、 <b>過料</b> を科す

※ 罰則の内容及び過料の金額については、今後検察庁協議により決定する。

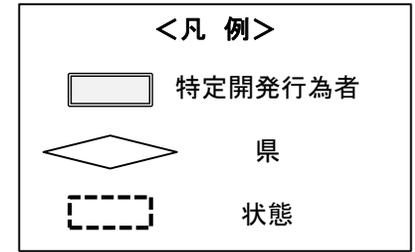
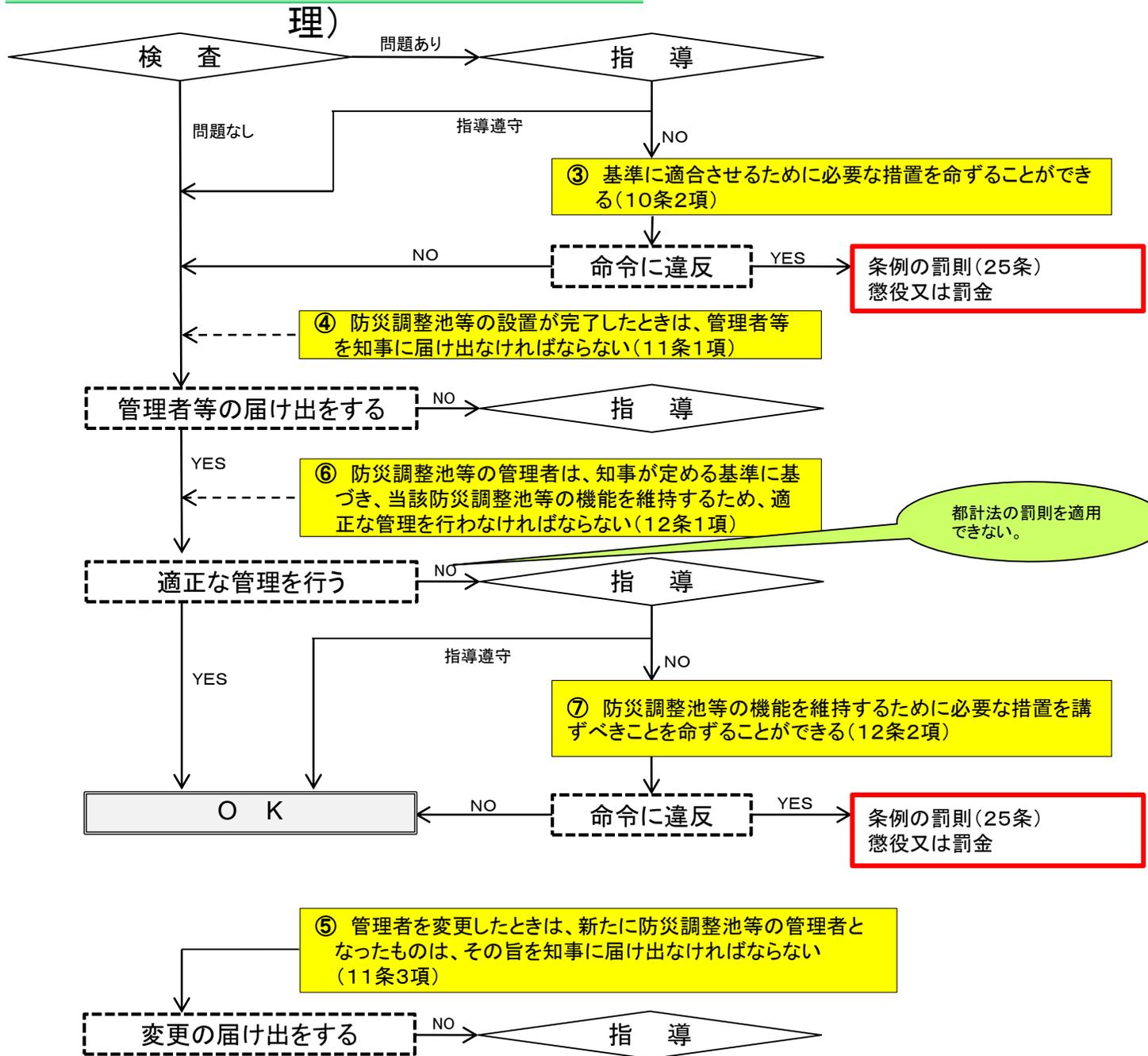
# 条例制定後の流れ（届出～工事完）



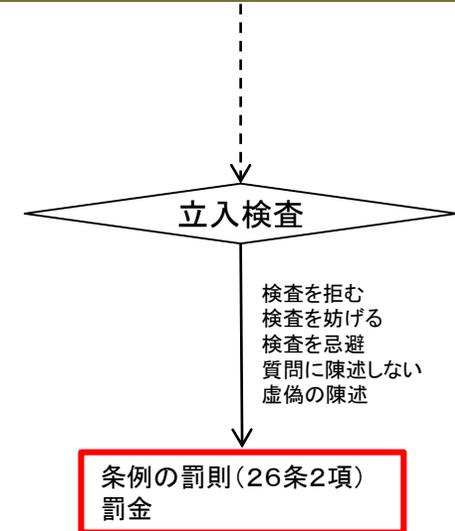
⑧ 9条から12条の規定において、立入検査を実施することができる(19条1項)



# 条例制定後の流れ（検査～維持管理）



⑧ 9条から12条の規定において、立入検査を実施することができる(19条1項)



# ● 降雨の検証について

## ○計画降雨量について

- ・奈良地方気象台等で観測された雨量データから作成した奈良県の降雨強度式（統計期間：大正5年～昭和54年の64年間）を用いて、10年確率の時間雨量を算出。

時間雨量 51.8mm/hr

## ○最近の降雨量を踏まえた検討

- ・気象庁HPに公開されている奈良地方気象台での年最大時間雨量を用いて、昭和55年以降のデータを追加。
- ・大正5年～平成28年の101年間の年最大時間雨量に対して10年確率雨量を算出。
- ・統計解析の結果、10年確率の時間雨量は、51.6～51.7mm/hr（データと確率分布との適合性を示す指標SLSC※が0.040以下となる手法）

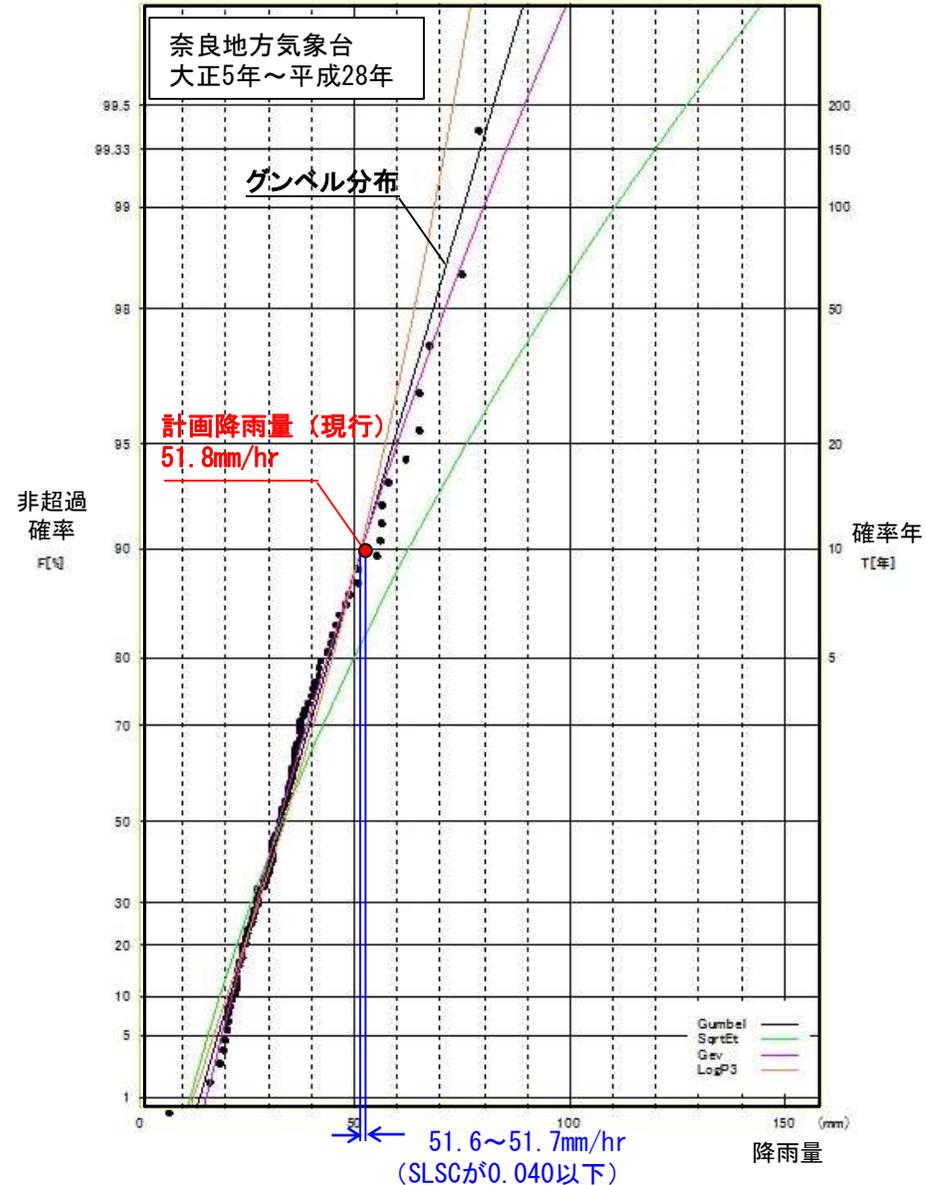
確率統計解析結果(10年確率 時間雨量 期間:大正5年～平成28年)

確率分布モデル	グンベル分布	平方根指数型最大値分布	一般化極値分布	対数ピアソンIII型分布
降雨量(mm)	51.7	62.5	51.6	51.4
SLSC	0.026	0.066	0.025	0.049

□: SLSC※が0.040以下となる手法

※SLSC:「観測値をプロットングポジション公式で並べた場合」と、「確率分布から推定した場合」との確率雨量の差を指標化したもの。小さいほど適合度が良く、一般に0.040以下は、「適合している」とみなされる。

出典：中小河川計画の手引き（案）、（財）国土開発技術センター



# ● 今後のスケジュール（案）

□ 7月から1ヶ月間のパブリックコメントを行い、9月議会に上程し、平成30年4月に条例施行を目指す

